

第1章 問答の観点からの言語行為論

§1 発語内行為の分類

1 『言語行為』における言語行為の分類

2 サールによる発語内行為の最初の分類

3 サールによる発語内行為の分類の改定

サールは、論文「遂行発話はどのように働くのか」¹で、発話行為の新しい分類方法を提案する。

彼はまず 「遂行発話(a performative utterance)」と「遂行動詞(a performative verbe)」を次のように定義する。

“A performative utterance is an utterance of a performative sentence token such that the utterance constitutes the performance of the act named by the performative expression in the sentence”

(Searle 2001, 87)

「遂行型発話は、<発話がその文の中の遂行的表現によって名指されている行為の遂行を構成するように話されたときの>遂行文の発話である。」

“A performative verb is simply a verb that can occur as a main verb in a performative sentence.”

(ibid.)

「遂行動詞は、遂行文における主たる動詞として出現しうる動詞である。」

サールがここでいう「遂行発話」はオースティンが「顕在的行為遂行型発話」と呼んだものに対応する。この遂行発話（遂行動詞をもつ遂行文の発話）をサールは「宣言型発話」と呼ぶ。そして、宣言型発話以外の発話はいままで通りに区別されるので、発語内行為の区別は次のようになる。

主張型発話

行為指示型発話

行為拘束型発話

表現型発話

宣言型発話

「これは赤い」は主張型発話であり、「私はこれはあかいと主張する」は宣言型発話となる。「それをとってください」は行為指示型発話であり、「私はあなたにそれをとるように依頼します」は宣言型発話になる。その他にも同様である。

ここでの発語内行為の分類は、次のように表記できるだろう。

遂行動詞を含まない発話

┆ (P)、! (P)、C (P)、E (P)、D (p)

遂行動詞を含む遂行発話

D (┆P)、D (!P)、D (CP)、D (EP)、D (DP)

¹ John R. Searle, "How Performatives Work" in "Linguistics and Philosophy" 12:535-558(1989) **この最初のversion。** in "Essays in Speech Act Theory" Ed. by Daniel Vanderveken and Susumu Kubo, John Benjamins Publishing Company, 2001, pp.85-107.

遂行発話を次のように表記することも考えられるかもしれない。

$D_f(P)$ 、 $D_i(P)$ 、 $D_c(P)$ 、 $D_e(P)$ 、 $D_d(P)$

これは命題内容を (FP) と考えるか、(P) と考えるかの違いである。(前者が適切だと考えるが、その理由については後で論じる)

§ 2 質問の発語内行為の特殊性

従来、質問の発話は情報伝達の依頼という依頼の発話の一種とみなされているが、そのような質問の理解が記述主義的誤謬であることを示し、質問型発話が特殊な発語内行為であることを指摘したい。

1 質問は情報提供の依頼か

サールは質問を情報提供の依頼と考える。彼は『言語行為』で次のように述べている。「質問することとは、実際は、依頼の特殊例、すなわち、情報を依頼している（本来の質問）か、聞き手が知識を提示することを依頼している（試験の場合の質問）かのいずれかの依頼なのである。」² このように質問を情報提供の依頼ととらえることは、サールに限らず一般的な質問の理解のようである³。まず、この点を検討しよう。

本来の質問（試験の質問のようなケースを除く）の場合、サールの言うように、質問はつねに情報提供を依頼しているのだと言えるだろうか。たしかに、彼が例に挙げるような「合衆国初代大統領の名前は何ですか」という質問は、情報提供を依頼している。このような問いの答は、主張型発話である。しかし、すべての質問がこのようなものなのではない。サールの上の主張は、主張型発話を答えとする質問だけを念頭においてのものであり、行為指示型や行為拘束型の発話を答えとする質問を見過ごしている。そのことは、サールが、質問発話が充たすべき事前規則の一つとして「話し手は答えを知らない。すなわち、その命題が真であるか否か、あるいは、命題関数の場合には、補充してその命題を真にするために必要な情報を知らない」⁴と述べていることから明らかである。オースティンは、全ての発話を真理値をもつ言明として理解することを「記述主義的誤謬」と呼んだが、それに倣うならば全ての質問を、主張型の発話を答とする質問として理解することも記述主義的誤謬だといえるだろう。

では、行為指示型や行為拘束型の発話を答とする質問、これらの質問の答も情報を提供しているのだと言えるだろうか。たとえば、「あなたはその本を私にくれますか」という質問に対する答が、「はい、さしあげます」であれ、「いいえ困ります」であれ、こられの答が情報を提供しているとは、ふつう言わないだろう。情報というのは、ふつうは客観的事実についての知識であり、発話者の意図や決意を含まない。「彼は・・・と約束します」というような主張型は情報を提供しているが、「私は、・・・と約束します」という発話は、情報提供しているというよりも、意図決定を行っており、約束という行為を行っているのであって、一つの出来事を生み出している。

しかし、次の反論があるかもしれない。確かに、返答者にとっては、そのような発話は情報提供ではないとしても、質問者にとってはその返答は情報提供という意味を持つ。これに再反論するために、先の質問をもう一度とりあげよう。「あなたはその本を私にくれると約束してくれますか」と質問する者は、単に相手

² Searl, J.R., *Speech Acts*, Cambridge U.P., 1969, p. 69, 前掲訳、119頁。

³ たとえば、ヒンティカは、問の論理を研究する論理学者や問の構文論を研究する言語学者はたくさんいるが、「すべての連中が潜在的に一致していることが何かあるとすれば、それは質問が情報の要求であるという考えである」と述べている。Cf. J. Hintikka, *Questions about Questions, Semantics and Philosophy*, ed. M. K. Muniz & P. K. Unger, p. 104.

⁴ Searl, J.R., *Speech Acts*, Cambridge U.P., 1969, p. 66, 前掲訳、125頁。

が約束するかどうかという情報を知りたい場合もあるかもしれないが、そうではなくて相手にその約束してほしいという場合もあるだろう。そのような場合には、質問者は、相手にある意図決定を依頼しているのであって、情報提供を依頼しているのではない。(この場合にも、第三者からみれば、質問者は情報提供を受けて、その後の行為を調整しているととらえることが出来る。これは、次の問題と関連している)。

大抵の場合、ある発話の発話内行為を表す動詞(遂行動詞)によって、発話内行為を顕在化できる。例えば「この本をあげよう」を「この本をあげることを約束します」というように言い換えられる。このような遂行文について、それは話し手の発話自体を記述しており真理値を持つ、と考える記述主義の立場(リーチ、バック&ハーニッシュ、サール)と、それは話し手の発話自体を記述しているのではなく真理値を持たない、と考える非記述主義の立場(オースティン)の対立がある(これについては後述する)。しかし仮にそれが真理値を持つとしても、少なくとも約束や依頼の遂行文の発話を行うとき、話し手はそれが記述として真であることを主張しようとしているのではない。それは話し手にとっては決して記述ではない(第三者の立場に立てばそれを自己言及的な記述とみなすこともできるだろう)。

2 質問の発話は依頼の発話の特殊なものか

本来的な質問の中には、単なる情報の依頼のケースだけでなく、意思決定の依頼のケースもある。質問に、意思決定の依頼の場合があることを考慮してかどうか分からないが、サールは論文「発話内行為の分類」で情報提供の依頼としてではなく、次のように述べている。「質問は行為指示型の下位集合である。というのは、質問は、SがHに答えさせようとする、つまりある言語行為を遂行させようとする試みであるからである。」⁵ 質問は状況提供とは限らず、相手に返答を求める依頼(ないし要求)の一種だということになる。

では、質問の発話は依頼の発話の特殊例なのだろうか。まず質問の発話の中の依頼の要素をはっきりさせておこう。

(a) 質問と依頼の二つの関係

質問に含まれる依頼の要素は大きく二つに分かれる。

- (1) 質問への返答の依頼、つまり情報提供ないし意思決定の依頼
- (2) 質問への単なる返答の依頼ではなくて、一定の返答の依頼。

質問はすべて(1)の意味の依頼をおこなう(しかし修辞としての疑問表現(つまり質問発話によって間接的言語行為が行われるとき)はこれに当てはまらない)。(2)の要素を備えているのは、質問発話の一部である。しかも、行為拘束型発話を答とする質問の発話の一部である。これは、依頼の発話で言い換えられる。たとえば、

「その本をくれますか」→「その本をください」

「キャンプに行きませんか」→「キャンプに行きましょう」

これらの質問が求めている答は、行為拘束型発話であるが、もちろん行為拘束型発話を答とする質問のすべてが、(2)の要素を備えているわけではない。単に意思決定を依頼するだけで、一定の決定を依頼しない場合もある。

⁵ Searl, J.R., "A taxonomy of illocutionary acts", *Expression and Meaning*, Cambridge U.P. 1979, p14.

このように質問型発話が一定の行為の依頼に用いられるのは、おそらく依頼の婉曲的な表現、いわゆる「丁寧さの原則」によるものである。質問型発話は否定の返答の可能性を残すことによって、拒否の返答をしやすくして、依頼の押しつけがましさをやわらげるのである。ちなみに、質問が一定の行為の依頼に用いられるのは、婉曲的用法のためのであるがゆえに、命令が依頼の発話によって婉曲的に行われる場合には、それをさらに質問型に言い換えることもできる。たとえば、

「銃をとれ」→「銃をとってくれ」→「銃をとってくれるか」

しかし、命令を依頼に言い換えられない場合には、質問に言い換えることもできない。たとえば、「撃て」と命令するような場合。

全ての質問は(1)の依頼の要素を持っているから、「……かどうか教えてください」とか「……かどうか決めてください」と言い換えることが出来る（ただし、(2)の依頼の要素を持っている場合には、そのように言い換えることは出来ない。たとえば、「塩をとってくれますか」を「塩をとってくれるかどうか、決めてください」と言い換えることはきわめて不自然である。なぜならそう言い換えると、「塩をとってください」という依頼の気持ちが表現されないことになるからである。しかしこのように言い換えられない時にも、依頼の要素を含んでいる）。

このように殆どの質問は何らかの依頼の発話で言い換えらえるだろう。しかしそこから、全ての質問発話は依頼発話の特殊例だとは言えない。なぜなら、全ての発語内行為が、これと同じような意味で一種の依頼であると言えるからである。それを次に示そう。

(b) 全ての発語内行為における依頼の要素

もし全ての発語内行為が依頼の一種であるとする、質問発話が依頼の一種であるとしても、質問発話を依頼の発話に含めることはできないだろう。なぜなら、もしそうすると、全ての発話が依頼の発話に含めなければならないからである。

主張型発話の話し手は、聞き手が命題内容を事実として認めることを求めている。ゆえに、主張型発話は主張への同意の依頼である。行為指示型発話の話し手は、聞き手が要求を受け入れることを求めている。ゆえに、行為指示型発話は、要求への受諾の依頼である。行為拘束型発話の話し手は、聞き手が約束を信用することを求めている。ゆえに、行為拘束型発話は、約束への信用の依頼である。表出型発話の話し手は、表明した態度を聞き手が受容することを求めている。ゆえに、表出型発話は、話し手の態度や感情の受容の依頼である。宣言型発話の話し手は、聞き手が宣言の効力を認めることを求めている。ゆえに、宣言型発話は、宣言への承認の依頼である。これらの依頼は、話し手の発話における誠実性を信用して欲しいという依頼ではない。これらの依頼は、話し手がある発語内行為を行うことによって相手に生じさせようと意図していることを実現して欲しいという依頼であり、言い換えると発語媒介行為を成功させて欲しいという依頼である。

質問発話がもつ依頼の要素も、同様である。質問者は、聞き手が質問に答えてくれることを求めている。ゆえに、質問型発話は、質問への返答の依頼である。これは返答を得るといふ発語媒介行為を成功させて欲しいという依頼である。したがって、質問型発話が返答への依頼の発話であるが故に、依頼の発話の一種であると言えるのならば、それと同じ意味で、主張型発話や行為拘束型や宣言型も依頼の発話の一種であると言えることになるだろう。もしそうならば、質問型発話だけを依頼の発話の一種とすることはできない。

3 質問発話の特殊性

サールが言うように、同じ命題の表現が、異なる発語内行為を行うために行われることがある。⁶ サールが挙げる同じ命題の例をあげよう。

① Sam smokes habitually.

「サムは習慣的に喫煙する」(主張)

② Does Sam smoke habitually?

「サムは習慣的に喫煙するのか」(質問)

③ Sam, smoke habitually!

「サムよ、習慣的に喫煙せよ」(命令)

④ Would that Sam smoked habitually.

「サムが習慣的に喫煙してくれたらなあ」(願望)

これらにおいて指示と述定は同一である。「二つの異なる発語内行為が同じ指示と述定を含んでいるときは、指示表現の意味が同一であればつねに、同じ命題が表現されているということにしよう」(邦訳、50)そして「命題を表現することは命題行為である」。サールは、厳密に言うならば、文が命題を表現するのではなく、文を発話する際に話し手が命題を表現する、と言う。上の4つの文で、同一である部分が「命題表示部分(propositional indicator)」であり、異なる部分が「発語内的力表示部分 (illocutionary force indicator)」と言われる(52)。

この4つの文の発話は、 \vdash (p)、? (p)、! (p)、E (p) と表示される。②の質問に対する答えは、

\vdash (p) あるいは \vdash (\sim p)

になるだろう(サールは、**命題的否定**と区別して、**発語内的否定**を考えていたので、返答の候補としては、 $\sim\vdash$ (p) も考えられるが、これについては後述する)。

しかし、先にみたように、質問に対する答は、主張型だけでなく、行為指示型や行為拘束型の場合もある。例えば、「私に習慣的に喫煙することを命じますか」とサムに問われて、「サムよ、習慣的に喫煙しなさい」

⁶ Searle, *Speech Acts*, Cambridge UP. 1969, p. 22, サール『言語行為』勁草書房、p.39, 50。

とか「サムよ、習慣的な禁煙をやめなさい」と答えるとき、この問答は、

? (p)

! (p) あるいは ! (~p)

と表示されることになるだろう。また「あなたは習慣的に禁煙しますか」とサムが問われて「私サムは、習慣的に喫煙します」とか、「私サムは、習慣的に喫煙しません」と答えるとき、この問答は次のようになるだろう。

? (p)

C (p) あるいは C (~p)

その他の発語内行為が返答になる場合も同様である。返答がどのような発語内行為をもつかは、質問においてすでに指示されているはずである。したがって、このように返答の発語内行為が異なるにもかかわらず、質問が同じように? (p) と表示されるのだとすると、それは質問発話の表示としては不十分である。質問が返答としてどのような発語内行為を求めているのかは、質問においてそれが表示されるべきである。したがって、質問を次のように表示する必要があるだろう。

? † (p)、?! (p)、?C (p)、?E (p)、?D (p)

一般的に言えば、質問の発話は、もしそれがF (p) を答とするのならば、?F (p) と表示するのがよいのだろう。もし質問発話がこのように表示されるべきだとすると、質問発話は、他の発語内行為とは区別して、独立のものとして設定する必要がある。

ところでサールの改訂版の発語内行為の分類では、発語内行為はつぎのように分類された。

遂行動詞を含まない発話

† (P)、! (P)、C (P)、E (P)、D (p)

遂行文の発話

D (†P)、D (!P)、D (CP)、D (EP)、D (DP)

後者の遂行文発話を答えとする質問発話は、次のように表記できるだろう。

?D (†P)、?D (!P)、?D (CP)、?D (EP)、?D (DP)